

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

無料耐震診断

近年、東北地方太平洋沖地震や新潟県中越沖地震など大規模地震が頻発しています。また、この地域でも東海・東南海・南海地震はいつ起きてもおかしくないと言われていています。

平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊による圧死や窒息死で、特に昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。

このことから、旧建築基準による木造住宅を対象に専門家による無料耐震診断を行っています。この機会に該当する家屋の所有者などの方は専門家による無料耐震診断を申し込んでください。

※過去に市の無料診断を受診した

住宅は、再受診することはできません。

※貸家の場合は、居住者の同意書が必要です。

耐震改修をお勧めします

高浜市が実施する無料耐震診断を受診した方で「倒壊する可能性が高い」・「倒壊する可能性がある」と判定された場合は家屋をそのまま放置しておくとは大変危険です。

必要に応じた耐震補強をしてください。

市では、耐震改修費の一部補助を行っています。

対象工事 市が実施する無料耐震診断の上部構造評点が0.7未満の場合、改修後の上部構造評点を1.0以上とする補強工事

補助額

・一般世帯／工事費と設計費を合わせ、最高90万円まで
・高齢者等世帯／工事費と設計費を合わせ、最高165万円まで

* * *

市の無料耐震診断を受診し、「倒壊する可能性が高い」・「倒壊の可能性がある」と診断された方で、何らかの理由により建物全体の耐震改修が困難な場合においても、住宅内に安全な場所を確保

し、自身や家族の生命を守ることが目的として耐震シェルターおよび防災ベッドの設置に対する補助もありますので利用してください。

耐震シェルターと防災ベッドの補助限度額

・一般世帯／15万円
・高齢者等世帯／30万円

※高齢者等世帯とは、世帯員に65歳以上の高齢者もしくは障がい者を含む世帯であつて、生計の中心者が前年分所得税が非課税である世帯などをいいます。

※1棟につき1箇所の補助となります。

家具転倒防止器具を取り付けます

次の方を対象に家具転倒防止器具の取り付けを行っています。

対象

①おおよね65歳以上のひとり暮らしの方
②おおよね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
③身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、同居の家族にこれらの手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯

※費用や申請方法など、詳しくは問い合わせてください。

問合せ先

市役所都市防災グループ
☎5211111（内線228・229）

三州瓦屋根工事 奨励補助制度 利用してください



住宅の屋根に三州瓦（高浜市の本店または本店に準ずると認められる事業所で製造された瓦）を使用すると、次に該当する場合に屋根工事費用の一部を補助します。

・高浜市内で居住するための家を新築する方

・新築建売物件を購入する方（建売主が三州瓦屋根工事指定通知を受けていることが条件）

・高浜市内に居住している方が、自ら居住するための住宅を増築または居住している住宅の屋根をすべて葺替える場合や居住している部分を改築する場合

さらに、新築または屋根をすべて葺替える場合、太陽光発電システムを屋根工事と同時に設置すると補助金が上乗せされます。